

(趣旨)

第1条 この基準は、岬町会計管理者（以下「会計管理者」という。）の管理する公金の適正な管理及び運用（以下「管理運用」という。）を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方財政法（昭和23年法律第109号）及び岬町財務規則（平成5年岬町規則第20号）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(公金の範囲)

第2条 この基準で対象となる公金は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 歳計現金（会計管理者から資金の前途を受けた職員が管理する資金を含む。）
- (2) 歳計外現金
- (3) 基金に属する現金
- (4) 一時借入金

(公金の管理運用原則)

第3条 公金の管理運用にあたっては、次に各号に定める事項を考慮して行うものとする。

- (1) 安全性の確保 元本の安全性の確保を重視し、安全な金融商品により運用を行うとともに、預金については金融機関の健全性に十分留意する。
- (2) 流動性の確保 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性の確保に十分留意する。
- (3) 有利性の追求 運用面だけでなく調達面との連携も密接にした上で、総合的に有利な運用に努める。
- (4) 効率性の追求 安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図り、また、効率的な運用に努める。

2 公金の運用における金融機関等の選定にあたっては、相対取引方式又は引合方式のいずれかによることができることとし、資金状況や金利動向等に留意する。

(金融商品の運用原則)

第4条 金融商品の運用にあたっては、当該商品を満期まで保有することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 資金の流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、当該商品の入替えを行う場合

3 債券の売却損失は、金融商品の運用収益等を使用して償却を行うことができる。

(歳計現金)

第5条 歳計現金は、指定金融機関へ普通預金として預金することを原則とする。

- 2 歳計現金に余裕金が生じたときは、金融機関が扱う元本の回収が確実な定期性の預金による運用を行う。
- 3 歳計現金に不足が生じたときは、次の各号のいずれかを資金繰りや金利条件を勘定した上で資金を確保する。
 - (1) 基金の繰替え
 - (2) 歳計外現金の繰替え
 - (2) 金融機関からの一時借入
- 4 前項第1号及び第2号の繰替運用による利息の額は、原則として指定金融機関等で同額を預託したときの定期預金の利率で算出する。
- 5 前2項の規定は、公営企業会計現金に不足が生じたときに準用する。
- 6 一般会計、特別会計又は同一会計各年度所属の現金は、相互に一時繰替えて使用することができる。なお、歳計現金の一時繰替えには、利息を課さないものとする。
- 7 前項の規定により繰替えて使用した現金は、その所属年度の出納閉鎖期日までに繰戻すものとする。

(歳計外現金)

第6条 歳計外現金は、指定金融機関等へ普通預金として預金することを原則とする。

- 2 一定期間以上余裕が見込まれる歳計外現金については、金融機関が扱う元本の回収が確実な定期性の預金又は債券による運用を行う。なお、債券による運用は、次条の基金の債券による運用に準じる。
- 3 歳計外現金が町の所有に属することとなったときは、直ちに歳入に受け入れるものとする。

(基金)

第7条 基金は、金融機関が扱う元本の回収が確実な定期預金、普通預金又は債券による運用を行う。

- 2 債券によって運用を行う場合は、次の各号の金融商品により行う。
 - (1) 国債
 - (2) 政府保証債、財政投融资機関債
 - (3) 地方債
 - (4) 地方公共団体金融機構債
 - (5) 社債（債務履行能力について、信用力が高いと判断される格付けを取得した発行体による一般担保付に限る。）
- 3 基金の運用は、1年を超えて行うことができる。
- 4 債券や定期性預金で運用を行う場合は、満期償還期限の保有を原則とする。ただし、次の各号に該当する場合に限り、運用中の預金の解約、債券の売却を行うことができる。
 - (1) 安全性確保のため、金融機関の経営状況の悪化や債券の発行体の信用力の悪化に伴う損失を回避する場合
 - (2) 流動性確保のため、資金需要や目的に従って基金を取崩す場合

(3) 効率性を確実に向上させるため、商品の入替えを行う場合

5 会計管理者が管理する基金は、一括管理を行うことができる。ただし、財産区基金については、この限りでない。

6 一括管理を行った場合の運用収益は、財政調整基金が代表して受け入れ、収益の配分は、年1回、12月末時点の基金残高の割合で按分し、年度末までに財政調整基金から各基金に振り替える。なお、1月以降、収益の異動があった場合は、財政調整基金で調整する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金は、歳計現金として管理運用する。

(債券による運用)

第9条 債券の取得単価は、購入価格が額面価格を上回らないものを原則とする。ただし、満期償還時における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合は、この限りではない。

2 債券購入及び売却の手続きは、町長の決裁を受けて会計管理者が行う。

3 第1項のただし書の規定により額面価格を超える価格で債券を購入した場合における当該超過額の償却は、次に定めるところによる。

(1) 満期までの受取利息により償却を行う。この場合において、超過額の償却が完了するまでは、受取利息を会計処理による利子収入としない。

(2) 満期前に債券を売却する場合で、売却時点までに超過額の償却が完了していないときは、売却益により償却を行う。

(3) 売却益による償却を行った結果、売却損失が生じた場合は、金融商品の運用収益等により償却を行う。

(公金運用基準の見直し)

第10条 この基準は、重要な変更等の必要が生じたときは、見直しを行う。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年9月1日から適用する。